

景観法の活用に基づく景観条例の制定について

1. 景観法活用の考え方

- (1) 景観法は、地方公共団体が自主条例や要綱に基づき実施してきた景観施策を後押しするもの
- (2) 景観法の活用は、これまでの取組みに法律上の根拠を与えるもので効果的な景観形成が可能
- (3) 地域に根ざした景観形成は、市町村が主体的に実施していくことが望ましく、積極的な景観施策が期待できる（国の補助制度の活用等）

2. 景観法の特徴

- (1) 現行の景観要綱にない行為規制が用意されている。
 - ・届出を基本とする緩やかな規制誘導に加え、条例で規定することにより勧告・変更命令が可能
- (2) 地域の特性に応じた規制誘導手法を選択可能
 - ・景観計画区域
 - ・景観地区（より積極的に良好な景観の形成を図る地区について市町村が都市計画で決定）
- (3) 広域的な観点から大阪府との連携が必要
- (4) 様々な景観施策が実施可能
 - ・景観重要建造物・樹木や景観協定等の地域に密着した景観施策や景観重要公共施設、屋外広告物の規制等幅広い分野での景観施策が用意されている。

景観における規制誘導の手法（各手法の特徴と規制力の比較）

景観づくりのために様々な規制誘導の手法が用意されています。最も有効な手法を選択し、または複数の制度を組み合わせるなどして、地域の特性に応じた魅力あるまちづくりを推進していくことができます。

